

# 農業研修生総合保険のご案内

就農準備資金の受給対象者向け専用商品  
 就農準備支援資金(補正)の受給対象者向け専用商品

※補償期間についてのご注意  
 毎月1日を補償開始日とします。補償期間は1年までを最長とし、1か月単位で設定が可能です。1年を超える場合、更新の加入依頼書を再度提出していただきます。

詳しくはこちらの二次元コードから画面下部の「傷害保険のご案内」をご覧ください。



**農業実習・研修中の事故を補償します。  
 研修開始前のご加入をお勧めします。**

## 傷害保険

## 賠償責任保険

●就農研修中の傷害保険  
 ・・・・普通傷害保険(研修中または24時間補償)  
 加入者が研修機関での就農研修実施中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いいたします。24時間補償の場合、研修中のケガの他、寄宿先等でのケガについても補償の対象となります。

●就農研修中の賠償責任  
 ・・・・施設賠償責任保険(就農希望者の補償に関する特約)  
 加入者が就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。  
 ・・・・生産物賠償責任保険(就農希望者の補償に関する特約)  
 加入者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損壊を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

## 補償内容と年間保険料

保険種類	傷害保険				賠償責任保険	
	普通傷害保険 (研修中のみ補償) ※研修先への往復途上も含まます。		普通傷害保険 (24時間補償)		施設+生産物賠償責任保険 (就農希望者の補償に関する特約) ※示談交渉サービスは付帯されていません。	
	Aタイプ	Bタイプ	A2タイプ	B2タイプ	Cタイプ	Dタイプ
パターン						
補償内容	死亡・後遺障害 1,000万円	死亡・後遺障害 500万円	死亡・後遺障害 1,000万円	死亡・後遺障害 500万円	支払限度額 5,000万円	支払限度額 5,000万円
	入院保険金日額 5,000円	入院保険金日額 3,000円	入院保険金日額 5,000円	入院保険金日額 3,000円	研修先農機具損壊 200万円限度	研修先農機具損壊 補償対象外
	通院保険金日額 3,000円	通院保険金日額 2,000円	通院保険金日額 3,000円	通院保険金日額 2,000円	免責金額 (自己負担額) 5,000円	免責金額 (自己負担額) 5,000円
年間保険料	23,280円	13,440円	42,860円	24,750円	10,000円	6,310円

## 保険金をお支払いできない主な場合

<普通傷害保険>  
 ○被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ  
 ○けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ  
 ○自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ  
 ○脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ  
 ○妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ  
 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ  
 ○戦争、内乱、暴動等によるケガ  
 ○ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれません。)、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ  
 ○自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、試運転等を行っている間のケガ  
 ○医学的他覚所見のない症状(たとえばむちうち症や腰痛) など  
 ※「研修中のみ補償」の場合、農業研修中のみの対象となるため、寄宿舎等での宿泊中のケガは補償対象外です。 など

<賠償責任保険>  
 ○被保険者の故意によって生じた賠償責任  
 ○被保険者と他人との間の特別な約定により加重された賠償責任  
 ○被保険者と同居の親族に対する賠償責任  
 ○地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任  
 ○施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任  
 ○屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任  
 ○農耕作業用小型特殊自動車の公道等の走行や農業以外の目的での使用に起因する賠償責任  
 ○農産物自体に対する賠償責任  
 ○故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任  
 ○日本国外で発生した事故に起因する賠償責任  
 ○農産物の回収措置に要した費用損害  
 ○農産物が成分・原材料等として使用されている財物自体の損害  
 ○サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など

## 傷害保険～お支払いする保険金の種類～

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガ <sup>(※2)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガ <sup>(※2)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガ <sup>(※2)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガ <sup>(※2)</sup> をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	①入院中に受けた手術の場合… 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合… 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガ <sup>(※2)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数（90日限度） (注1) 通院保険金が支払われるべき期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 <sup>(※3)</sup> を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 <sup>(※4)</sup> を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

(※2) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません。

(※3) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨の保険約款に記載の部位を言います。

(※4) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、腹部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

## 賠償責任保険～お支払いする保険金の種類～

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
応急手当等費用	応急手当、護送、その他の緊急処置に要した費用
争訟費用	訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用（弁護士報酬等を含みます。）
保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

この保険契約は、就農準備資金等の実施主体である（一社）全国農業会議所を保険契約者とする包括契約です。補償内容は、「農業研修生総合保険のご案内」パンフレットとあわせてご参照ください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせは・・・

【保険契約者】  
一般社団法人全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働基準協会ビル内  
電話03-6265-6016

【取扱代理店】  
株式会社 農林水産広報センター  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町4-5 KSビル4F  
電話03-6380-8955  
FAX03-3239-7344

【引受保険会社】  
共栄火災海上保険株式会社  
農林水産部 営業第一課  
〒105-8604  
東京都港区新橋1-18-6  
電話03-3504-2337  
FAX03-3595-3981